

常任委員会による先進都市

（通称）市民マナー条例について
（千葉県市川市）

市川市では、平成16年4月1日からポイ捨てや歩行喫煙を禁止する（通称）市民マナー条例が施行されています。本市でも、平成28年6月1日から（通称）富士市マナー条例を施行し、公共の場所でのポイ捨て等を禁止していますが、市川市が本市と大きく異なるのが、条例の違反者から「過料」を徴収している点です。

過料とは、条例で決められる行政上の秩序罰で、市川市の場合には違反すると2000円が徴収されます。この巡回・指導・徴収を行っているのが12人の「市民マナー条例推進指導員」で、警察官OBを雇用しているそうです。また、189人の市民で組織する「市民マナーサポーター」が清掃活動や市民マナー条例のPRを行っているとのことでした。



市川市役所にて

環境経済

委員会

● 10月23日～24日

秩父市では、秩父地域地域産業振興センターを核として、地域の中小企業を中心とした活力ある経済社会の形成と健全な発展を促進する取り組みを行っています。同センターの最大の特徴は、産学官連携でコーディネート事業や中小企業支援に取り組んでいることで、中でも興味深い取り組みが

広域秩父産業連携フォーラム「FIND Chichibu」でした。

FIND Chichibuは、秩父地域の151社が会員となり企業間・産学官連携を推進する組織で、個々の企業が繁栄することで地域全体が潤うことを目指し、秩父地域におけるあらゆる産業を網羅した連携を図っています。とりわけ分科会に分かれての活動により、新商品開発や海外展開など、さまざまな成果を上げている点で、大いに参考になるものでした。

産学官連携による中小企業振興について
（埼玉県秩父市）



秩父市の取り組みを伺う

下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業について
（富山県黒部市）

黒部市は、浄化施設が3施設あり、農集排処理場10カ所の老朽化や、汚泥処理費用の価格上昇などが課題となっており、PFI方式による下水汚泥のバイオマスエネルギー利活用事業計画に注目し、近隣市町にある飲料メーカーから出るコーヒー粕を有価で市が引き取り、事業コストの削減と環境に配慮した施設を建設しました。下水処理施設から排出される濃縮汚泥（下水汚泥、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥、デイスポーター生ごみ）とコーヒー粕を混合層で混ぜたものをメタン発酵層でバイオガスを取り出し発電に利用しています。バイオマスエネルギー利活用施設の事業化は、汚泥の処分・処理費用も非常に効果が大きく、環境の観点から調査検討の価値は十分にあると考えます。



下水道バイオマスエネルギー利活用施設を視察

建設水道

委員会

● 10月25日～26日

立地適正化計画の策定の経緯と運用、施策の取り組みについて
（富山県富山市）

富山市は立地適正化計画の策定にいち早く取り組み、居住誘導区域を「都市区域」と「公共交通沿線居住推進地区」に設定し、都市機能誘導区域は、居住誘導区域と同じ範囲で設定、その区域を「都市区域」「地域生活拠点」「駅やバス停などの徒歩圏」の3つに分類しています。都市機能誘導施設に関しては、広域的な都市機能の充実が必要ことから、図書館、美術館、専門学校、地域医療支援センターを誘導施設と設定しています。地域生活拠点の誘導施設に関しては、日常生活に必要な機能を、圏域人口により、市独自の誘導施設を設定し、支援策を検討しています。本市も、少子高齢社会に向け、適正な都市計画の策定が求められます。



立地適正化計画を伺う